2025年度別冊パンフレット
1年間保管

2025

HAPPY LIFE

ゴールドプラン（拠出型企業年金保険）
2025年度募集のご案内

トヨタ自動車グループ Ⓣ

ゴールドプランであなたの
老後生活に「ゆとりと安心」を。

「ゴールドプラン」の特徴

1. 老後の生活資金を在職時から積み立てる制度です。長く積み立てることで積立額が大きくなります。

2. 積立残高は一時金でのお受取りのほか、年金でのお受取りもできます。

3. 月々2,000円から12通りの積立額を選ぶことができます。
一般生命保険料控除（旧制度）の対象となります。

公的年金で老後の生活費をまかなえる?

●「まかなえるとは思わない」人が73.9%

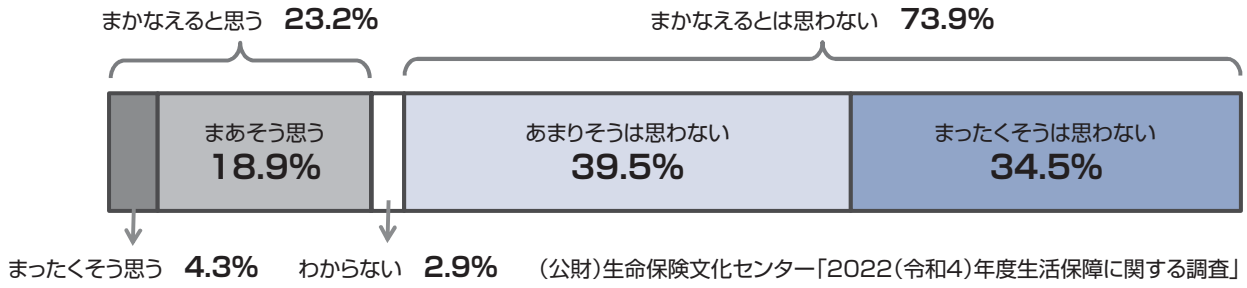

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

●高齢者世帯の生活意識⇒生活が苦しいと回答する人が大半

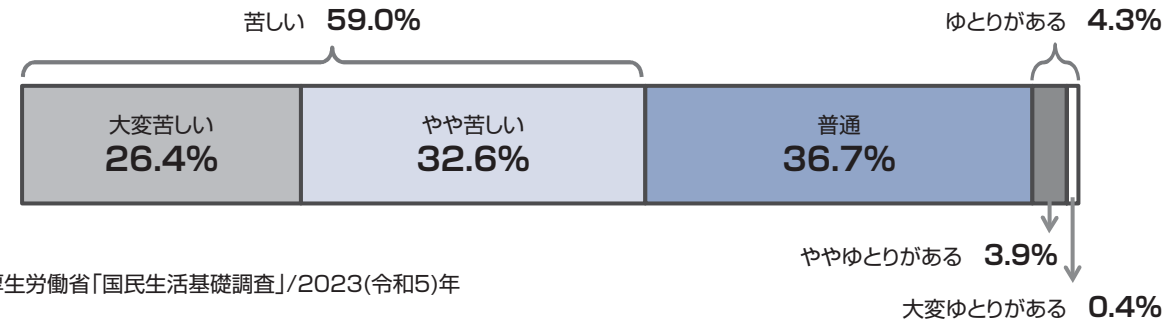

厚生労働省「国民生活基礎調査」/2023(令和5)年

老後の生活費はどれくらい?

●世帯主が60歳以上の無職世帯では、社会保障給付以外の収入で補っています。

<世帯主が60歳以上の無職世帯(2人以上の世帯)の1カ月間の収入と支出>

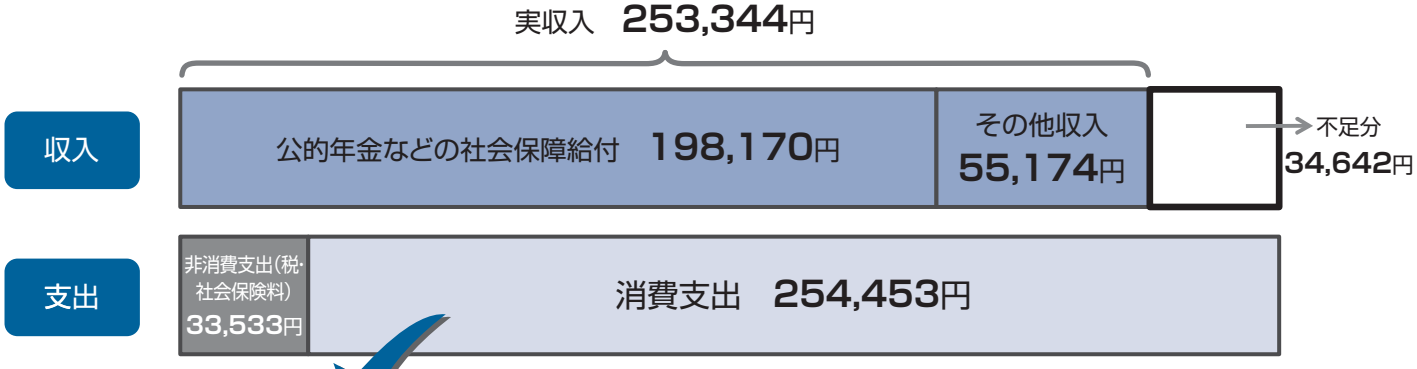

<消費支出の内訳>

(単位:円)

食料費	交通・通信費	教養娯楽費	光熱・水道費	保健医療費	住居費	家具・家事用品費	被服及び履物費	教育費	その他
76,152	31,965	24,119	23,841	16,099	16,564	10,967	5,398	392	48,956

総務省「家計調査年報(家計収支編)」/2023年(令和5年)

8 ゴールドプラン

■定年後のための積立制度です。ゆとりある老後生活のために、計画的な積立てを行いましょう。

制度内容

加入資格	新規加入は満57才以下の本人 *年令は2025年7月1日時点の満年令です。 *退職した場合には、当制度から脱退していただきます。
特　　色	老後の生活資金を在職時から積み立てる制度です。 積立残高は一時金でのお受取りのほか、年金でのお受取りもできます。 *中途脱退時は一時金でのお受取りとなります。
資金運用	この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険に基づき運営します。
予定利率	年1.25% *2025年1月1日現在。利率は生命保険会社の運用実積に応じて変更することがあります。
保険手数料	積立額の約1.3% ＋ 毎月の積立残高の約0.008%
毎月の積立額 （月額保険料）	次の12通りから選択してください。 2,000円　4,000円　6,000円　8,000円　10,000円　16,000円 20,000円　26,000円　30,000円　36,000円　40,000円　50,000円 *1口=2,000円単位
積立開始月 積立額変更月	7月払の給与から *責任開始期は2025年7月1日です。 *新規加入、毎月の積立額の変更は毎年1回募集時のみです。
解約（脱退）	月1回 原則毎月4日締切で翌月中旬ごろ着金予定。ただし、5月5日～6月4日までの受付休止期間を除く。 *積立残高の一部払出はできません。 *加入申請書で解約を選択した場合、7月末までに解約書類が送付されます。（8月中旬ごろ着金予定）
残高通知	9月下旬に残高（8月末現在）を通知します。
税制上の取扱	旧制度の「一般生命保険料控除（年末調整）」の対象です。 *所得税法第76条 *生命保険料控除制度の改正に伴い、2012年1月1日以降の保険始期・更新契約等は新制度の生命保険料控除制度が適用されております。ただし、ゴールドプランについては保険始期が2011年12月31日以前で、更新のない契約です。そのため、ご加入の時期によらず旧制度の生命保険料控除が従来どおり適用されます。

●お問い合わせ先

＜定年時・解約時のお手続＞

豊通保険パートナーズ（株）0120-673-506（無料）

＜その他＞

大樹生命保険（株）東海法人営業部トヨタ室　TEL:0565-71-2838（平日9:00～17:00）

※お問い合わせ時の個人情報のお取扱いについて：お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービスの充実などの観点から録音させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳細は大樹生命ホームページの個人情報保護基本方針をご覧ください。（URL）https://www.taiju-life.co.jp/personal/

●引受保険会社（拠出型企業年金保険）*2025年1月1日現在

大樹生命保険（株）（事務幹事会社）・日本生命保険（相）・明治安田生命保険（相）・第一生命保険（株）・住友生命保険（相）

ゆとりある老後生活を送るために、早めに準備しましょう

【積立イメージ】

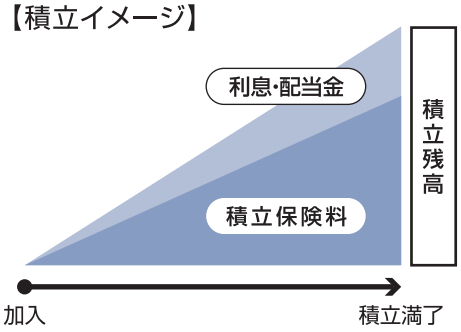

毎月1万円積み立てると…

積立期間	積立保険料	予想積立残高	年平均利回り
1年	12万円	約11万円	―
2年	24万円	約23万円	―
3年	36万円	約36万円	約0.13%
5年	60万円	約 60万円	約0.54%
10年	120万円	約125万円	約0.86%
20年	240万円	約265万円	約1.06%
30年	360万円	約422万円	約1.16%

（2）参照

（1）予想積立残高は、予定利率（1.25%、1年複利）を前提とした数値であり今後、予定利率の変更等により変動することがあります。
（2025年1月1日現在）
（2）加入後、2年6か月以内で解約した場合は元本割れすることがあります。

退職時の受取方法

退職時に、以下のいずれかをご選択いただきます。

1.年金受給（10年確定年金） ※1
2.脱退一時金

※1 年金月額が1万円未満の場合は年金受給はできません。一時金にてお支払いします。

●年金受給

コース	年金対象者	受取期間	月5万円受け取るための必要残高
10年確定年金（均等払型）	本人	10年間	約571万円

＊ゴールドプランに退職前2年以上加入しており、積立残高が最低年金月額（1万円）の必要残高を満たしていることが必要です。
＊必要残高は予定利率1.25%（2025年1月1日現在）の場合で、今後変動することがあります。

●脱退一時金

課税対象額 ＝ { 1年間に受けたゴールドプランの利息およびその他の一時所得の合計 **－50万円** } ×1/2

課税対象額は、確定申告により他の所得と合算のうえ課税されます。（所得税法第34条）
詳しくは、解約時に自宅に送付される「お支払通知書」をご覧ください。

＊年金で受け取った場合、利息部分は雑所得になります。（所得税法第35条）

＊2025年1月1日現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合があります。
個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

契約概要のご説明 ゴールドプラン（拠出型企業年金保険）

●この「契約概要のご説明」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
●お申込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されているパンフレットの該当箇所および次ページの「注意喚起情報のご説明」をあわせてご参照ください。

① 商品名称

拠出型企業年金保険

② 商品の特徴

・企業・団体の従業員・所属員の方について、自助努力による財産形成や老後資金を準備するために、トヨタ自動車株式会社を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
・拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中にお亡くなりになった場合（積立休止中は除く）は、積立金に遺族年金特約保険金（毎月の保険料の1か月分）が加算されます。（遺族一時金）

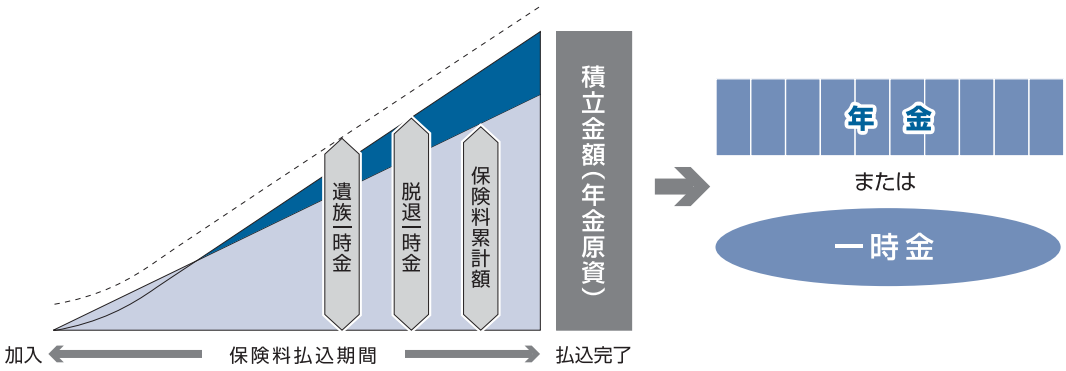

③ 加入年令・加入資格

・加入年令、加入資格、保険料、保険手数料等につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
・退職等により企業・団体の所属員でなくなる等、加入資格を喪失した場合は、速やかに脱退していただきます。

④ 積立金

・お払込みいただいた保険料は、保険手数料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。保険手数料・予定利率は将来変更される場合があります。保険手数料・予定利率につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
・加入期間によっては積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

⑤ 年金および一時金をお支払いする場合

年金および一時金をお支払いする場合は以下のとおりです。

【年　金】
・保険料払込完了時や所定の要件を満たした時に所定の積立残高がある場合、年金の選択ができます。年金コースにつきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

【一時金】
・保険料払込完了前の払出し、および保険料払込完了時に所定の積立残高がない場合は、一時金でのお受取りになります。

【遺族一時金】＊ご請求の際に個人番号（マイナンバー）のご提出をお願いする場合があります。
・毎月の保険料には遺族年金特約の保険料も含まれており、保険料払込期間中にお亡くなりになった場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算した遺族一時金をお支払いします。ただし、休止中、および控除不能の場合は、遺族年金特約保険金の加算はありません。遺族一時金は、約款により以下の続柄の者のみが受取人になります。
（遺言によるご本人の意向など、いかなる理由があっても変更することはできません）
［受取人（頭の数字は順位）］①配偶者②子（死亡している場合はその直系卑属）③父母④祖父母⑤兄弟姉妹
＊同順位者が2名以上となる場合は、そのうちの最年長者を代表者としてその者に遺族一時金をお支払いします。
＊遺族一時金受取人の該当者がいない場合は、遺族一時金はお支払いできません。

⑥ 配当金について

・毎年の配当金はお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績などによってはお支払いできない年度もあります。
・保険料払込期間中の配当金は積立金の積増し、年金開始後の配当金は年金の増額にあてられます。
・年度途中で脱退された場合は、その年の配当金は支払われません。

⑦ 引受生命保険会社

この保険契約は、大樹生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。引受生命保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

［引受生命保険会社］大樹生命保険（株）（事務幹事会社）・日本生命保険（相）・明治安田生命保険（相）・第一生命保険（株）・住友生命保険（相）
＊2025年1月1日現在

［大樹生命保険（株）］本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

注意喚起情報のご説明 ゴールドプラン（拠出型企業年金保険）

●この「注意喚起情報のご説明」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
●前ページの「契約概要のご説明」をあわせてご参照ください。
＊当パンフレットは、拠出型企業年金保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。ご不明な点があった場合は、豊通保険パートナーズ株式会社または大樹生命保険株式会社へお問い合わせください。

ご加入にあたっての重要事項

（1）お申込みの撤回について
この保険は、トヨタ自動車株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象となりません。

（2）ご契約の責任開始期について
・ご申請いただいた内容に基づき、引受生命保険会社がご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は積立開始月（もしくは積立額変更月）からご契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数10名以上）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（解約となります。）
・生命保険会社の職員や代理店の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

（3）加入資格について
この保険は、企業・団体の所属員の方のみご加入いただけます。また、退職等により加入資格を失われた場合には、この保険からの脱退手続が必要です。加入資格の詳細につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

（4）保険料のお払込みについて
保険料は給与控除等により所定の期日にお払込みしていただきます。ご加入者から保険料のお払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

（5）解約（脱退）時の一時金額について
お払込みいただいた保険料は、保険手数料を差し引いて積み立てられます。したがいまして、加入期間等によっては解約（脱退）時の金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

（6）基礎率の変更について
引受生命保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。

（7）年金や一時金のお支払制限について
次のような場合には、年金や一時金のお支払いに制限があります。
・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に、年金受給者を死亡させた場合は未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部は取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
・受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）等、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
・保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
・年金や一時金の請求権は、その権利を行使することができるときから3年間請求がないときは時効により消滅します。

（8）個人情報のお取扱いについて
本保険制度の運営にあたっては、保険契約者（トヨタ自動車株式会社※）は加入申請書等に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続のため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受生命保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。
引受生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受・継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、引受生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、保険契約者および他の引受生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受生命保険会社は、今後変更する場合があり、あるいは再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社、再保険会社にも提供されます。
（※）保険契約者には保険契約者の業務委託先を含みます。

（9）信用リスクについて
保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

（10）生命保険契約者保護機構について
この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
［お問い合わせ先］生命保険契約者保護機構　（TEL）03-3286-2820　（URL）https://www.seihohogo.jp/

（11）お手続およびご照会、ご相談・苦情窓口について
・この保険のお手続・契約内容等に関するご照会につきましては、豊通保険パートナーズ株式会社にお問い合わせください。
・受取人からのご請求に応じて年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに豊通保険パートナーズ株式会社にご連絡ください。
・お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
・年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに豊通保険パートナーズ株式会社にご連絡ください。
［連絡先］豊通保険パートナーズ株式会社　0120-673-506（無料）
この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申出ください。
［連絡先］大樹生命保険株式会社　法人サポートグループ　（TEL）03-6831-8867

（12）生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（URL）https://www.seiho.or.jp/
なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご加入内容確認事項

ご加入の手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご案内いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申しあげます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ゴールドプランについてのご確認事項（意向確認書）

この保険は、自助努力による財産形成や老後資金を準備することを主な目的とする生命保険です。「重要事項のご説明（契約概要のご説明）」、「重要事項のご説明（注意喚起情報のご説明）」ならびにパンフレットに記載されているこの保険商品の保障内容等について申込者のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら

参考　生命保険料控除について

●生命保険料控除・・・1年間に支払った保険料（生命保険）の金額によって、所得税と住民税の負担が軽減（所得控除）される制度です。

ゴールドプランでは、以下の保障が生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の対象となる保障	対象となる保険料控除制度
ゴールドプラン	一般生命保険料控除（旧制度※）

※生命保険料控除制度の改正に伴い、2012年1月1日以降の保険始期・更新契約等は新制度の生命保険料控除制度が適用されております。ただし、ゴールドプランについては保険始期が2011年12月31日以前で、更新のない契約です。そのため、ご加入の時期によらず旧制度の生命保険料控除が従来どおり適用されます。

MEMO

加入申請書記入例

※特にご注意いただきたい箇所を記載しています。

加入申請書を提出される前に、必ずチェックしてください。

チェックポ

必ず、いずれかに○を

新規加入の場合は「A 新規に加入す
ゴールドプランに新規加入、積立額の
更あり」となります。「C 変更なし」の

※ただし、「C 変更なし」の場合でも、申請書

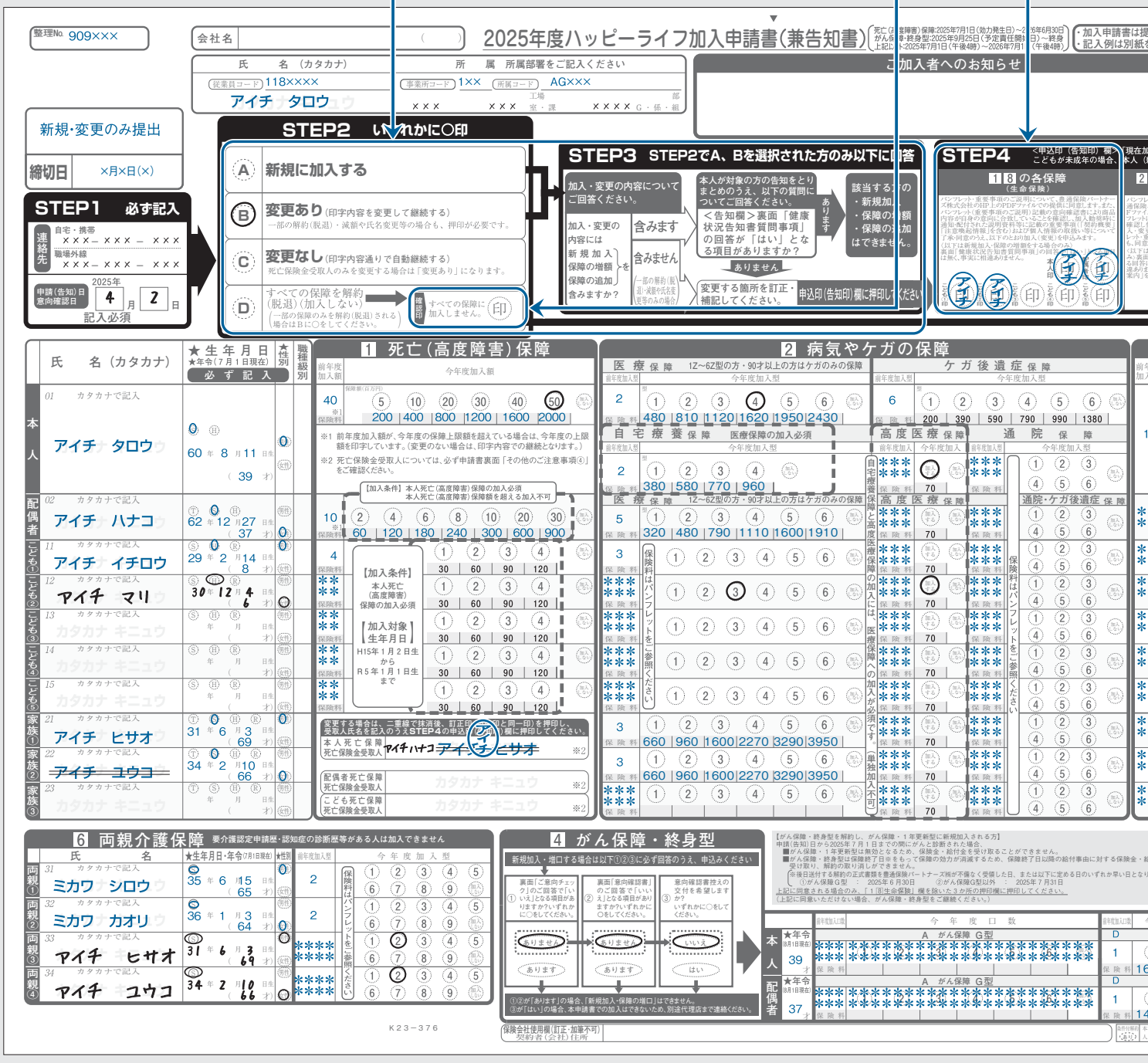

	氏 名 (カタカナ)	★生年月日 ★年令(7月1日現在) 必ず記入	★性別	職種級別
本人	01 カタカナで記入 アイチ タロウ	㊐ 60年8月11日 (39才)	0 男	
配偶者	02 カタカナで記入 アイチ ハナコ	㊐ 62年12月27日 (37才)	0 女	
こども①	11 カタカナで記入 アイチ イチロウ	㊎ 29年2月14日 (8才)	0 男	
こども②	12 カタカナで記入 アイチ マリ	㊎ 30年12月4日 (6才)	0 女	
こども③	13 カタカナで記入 カタカナ キニュウ	㊎ 年 月 日 (才)	男	
こども④	14 カタカナで記入 カタカナ キニュウ	㊎ 年 月 日 (才)	女	
こども⑤	15 カタカナで記入 カタカナ キニュウ	㊎ 年 月 日 (才)	男	
家族①	21 カタカナで記入 アイチ ヒサオ	㊐ 31年6月3日 (69才)	0 女	
家族②	22 ~~アイチ ユウコ~~	㊐ 34年2月10日 (66才)	0 男	
家族③	23 カタカナで記入	㊐ 年 月 日 (才)	女	

1 死亡(高度障害)保障

前年度加入額 / 今年度加入額
40 (※1) 保険料(百万円) 5 10 20 30 40 50
保険料 200 400 800 1200 1600 2000

※1 前年度加入額が、今年度の保険上限額を超えている場合は、今年度の上限額を印字しています。(変更のない場合は、印字内容での継続となります。)

※2 死亡保険金受取人については、必ず申請書裏面「その他のご注意事項④」をご確認ください。

【加入条件】本人死亡(高度障害)保険の加入必須 本人死亡(高度障害)保険額を超える加入不可

10 (※) 保険料 2 4 6 8 10 20 30
60 120 180 240 300 600 900

4 保険料 ** ** 1 2 3 4
30 60 90 120

【加入条件】本人死亡(高度障害)保険の加入必須

【加入対象】生年月日 H15年1月2日生から R5年1月1日生まで

変更する場合は、二重線で抹消後、訂正印(左の印と同一印)を押印し、受取人氏名を記入のうえSTEP4の申込印(告知印)欄に押印してください。

本人死亡保険 死亡保険金受取人 アイチ ハナコ ~~アイチ ヒサオ~~ ※2

配偶者死亡保険 死亡保険金受取人 カタカナ キニュウ ※2

こども死亡保険 死亡保険金受取人 カタカナ キニュウ ※2

2 病気やケガの保障

医療保障 1Z~6Z型の方・90才以上の方はケガのみの保障
前年度加入型 / 今年度加入型
2 (※) 1 2 3 4 5 6
保険料 480 810 1120 1620 1950 2430

自宅療養保障 医療保障の加入必須
前年度加入型 / 今年度加入型
2 (※) 1 2 3 4
保険料 380 580 770 960

医療保障 1Z~6Z型の方・90才以上の方はケガのみの保障
前年度加入型 / 今年度加入型
5 (※) 1 2 3 4 5 6
保険料 320 480 790 1110 1600 1910

3 保険料 *** 1 2 3 4 5 6

3 保険料 660 960 1600 2270 3290 3950

3 保険料 660 960 1600 2270 3290 3950

保険料はパンフレットをご参照ください

ケガ後遺症保障
前年度加入型 / 今年度加入型
6 (※) 1 2 3 4 5 6
保険料 200 390 590 790 990 1380

高度医療保障
前年度加入型 / 今年度加入型
保険料 *** 1 2 3 4 5 6
保険料 70

自宅療養保障と高度医療保障の加入には、医療保障への加入が必須です。(単独加入不可)

通院保障
前年度加入型 / 今年度加入型
保険料 *** 1 2 3 4 5 6

通院・ケガ後遺症保障
保険料 *** 1 2 3 4 5 6

保険料はパンフレットをご参照ください

6 両親介護保障 要介護認定申請歴・認知症の診断歴等がある人は加入できません

	氏 名	★生年月日・年令(7月1日現在)	★性別	前年度加入型	今年度加入型
両親①	31 カタカナで記入 ミカワ シロウ	㊐ 35年6月15日 (65才)	0 男	2	1 2 3 4 5 6 7 8 9
両親②	32 カタカナで記入 ミカワ カオリ	㊐ 36年1月3日 (64才)	0 女	2	1 2 3 4 5 6 7 8 9
両親③	33 カタカナで記入 アイチ ヒサオ	㊐ 31年6月3日 (69才)	0 男	**** ****	1 2 3 4 5 6 7 8 9
両親④	34 カタカナで記入 アイチ ユウコ	㊐ 34年2月10日 (66才)	0 女	**** ****	1 2 3 4 5 6 7 8 9

保険料はパンフレットをご参照ください

K23−376

4 がん保障・終身型

新規加入・増口する場合は以下①②③に必ず回答のうえ、申込みください

① 裏面「ご意向チェック」のご回答で「いいえ」となる項目がありますかそれともいずれかに○をしてください。
ありません / あります

② 裏面「意向確認書」のご回答で「いいえ」となる項目がありますかいずれかに○をしてください。
ありません / あります

③ 意向確認書控えの交付を希望しますか? いずれかに○をしてください。
いいえ / はい

①②が「あります」の場合、「新規加入・保険の増口」はできません。
③が「はい」の場合、本申請書での加入はできないため、別途代理店まで連絡ください。

【がん保障・終身型を解約し、がん保障・1年更新型に新規加入される方】
申請(告知)日から2025年7月1日までの間にがんと診断された場合、
■がん保障・1年更新型は無効となるため、保険金・給付金を受け取ることができません。
■がん保障・終身型は保険終了日※をもって保険の効力が消滅するため、保険終了日以降の給付事由に対する保険金・給付金の受け取り、解約の取り消しができません。
※後日送付する解約の正式書類を普通保険パートナーズ㈱が不備なく受領した日、または以下に定める日のいずれか早い日となります。
①がん保障G型 : 2025年6月30日 ②がん保障G型以外 : 2025年7月31日
上記に同意される場合のみ、「1 ⑧生命保険」欄を除いたさ…が下の押印欄に押印してください。
(上記に同意いただけない場合、がん保障・終身型をご継続ください。)

		前年度加入口数	今年度口数	前年度加入口数	今年度口数
本人	★年令(8月1日現在) 39才	A がん保障 G型		D	1
配偶者	★年令(8月1日現在) 37才	A がん保障 G型		D	1

保険料 16 / 保険料 14

保険会社使用欄(訂正・加筆不可) 契約有(会社)住所

イント 1

してご提出ください。

る」、すでに他の保障に加入しており、
変更、解約をされる場合は、「B 変
場合は申請書の提出は不要です。
のご提出をお願いする場合があります。

チェックポイント 2

**押印モレのないように
ご注意ください。**

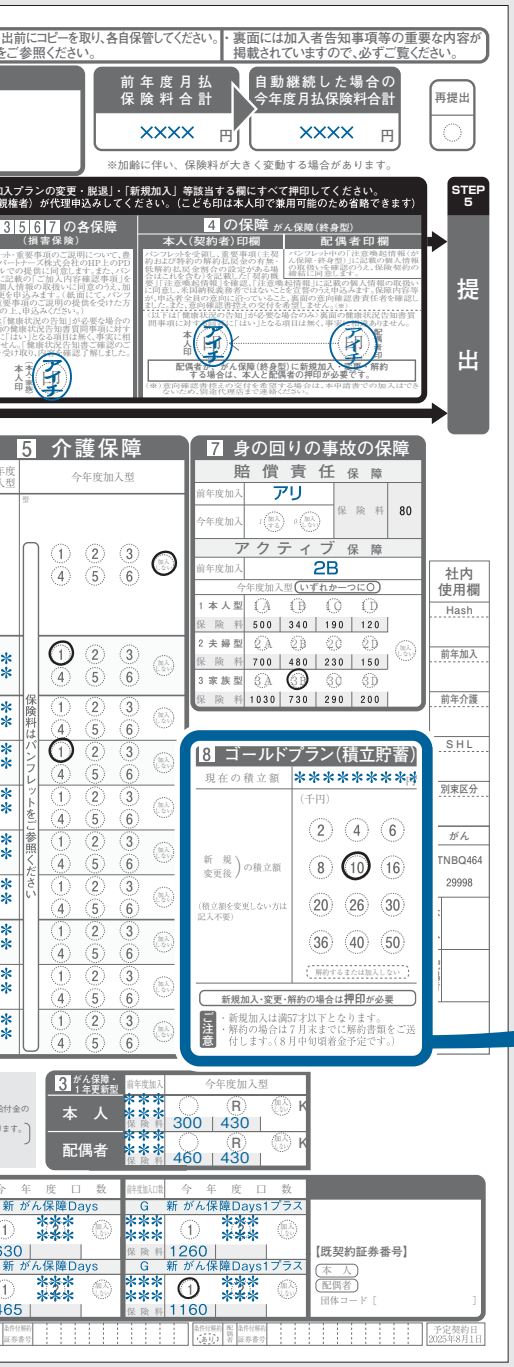

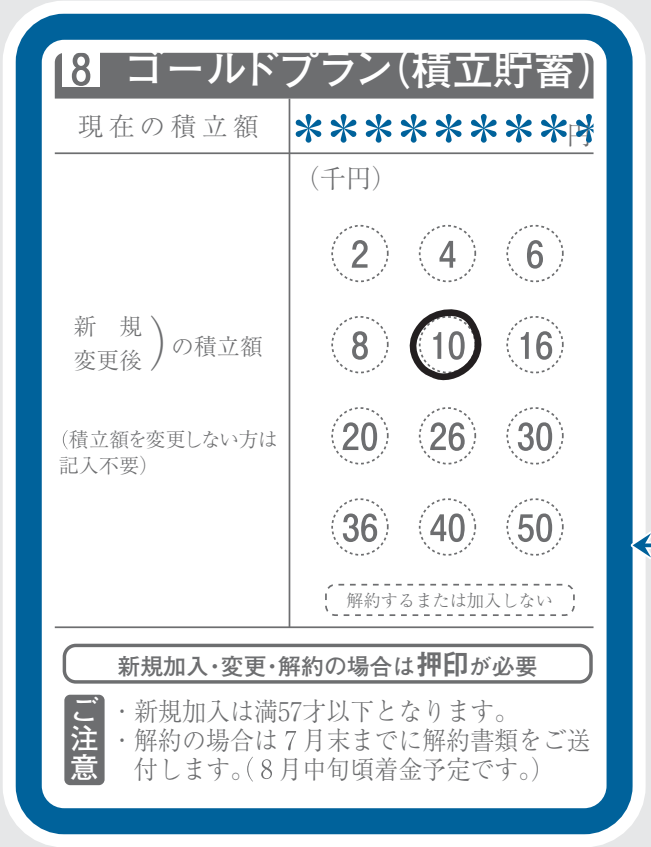

チェックポイント 3

**新規加入・変更する場合は
希望される積立額に○を
してください。
解約の場合は「解約する
または加入しない」に○を
してください。**

お問い合わせ先

募集および制度内容については

豊通保険パートナーズ株式会社

●ハッピーライフ担当　連絡先

0120-673-506（無料）

＊受付時間／平日・祝日 9:00～18:00
＊土曜日・日曜日およびトヨタカレンダーの長期休暇中は、休業とさせていただきます。

＊海外からの電話やIP電話など、上記番号をご利用いただけない場合は0565-27-3506（通話料有料）におかけください。
＊豊通保険パートナーズ（株）ではお客さまからのお問い合わせ、ご相談に際して、その内容の確認のため、通話録音をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。